

令和2年1月31日
一部更新：令和2年2月27日
一部更新：令和2年2月28日
一部更新：令和2年3月16日

各 部 局 長 殿

環境安全衛生部長
人 事 部 長

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについては、下記によることとしますので、お知らせします。

なお、今回の取扱いは、世界保健機関（WHO）による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言を受けた、国における取組みも踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止等の観点から、緊急避難的に実施するものであることを申し添えます。

記

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第18条に基づく都道府県知事からの通知を受けた場合

都道府県知事からの通知に記載された就業制限の期間について、「特別休暇」（東京大学教職員の勤務時間、休暇等に関する細則第11条第1項第16号及び東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第34条第1項第3号）として取扱うものとする。

2. 上記1以外で、本学の措置として自宅待機等をさせる場合

感染拡大を防止するために、上記1の患者に該当しないが感染の可能性のある教職員（風邪や発熱等の症状がある教職員を含む）を自宅待機等にさせる期間について、「特別休暇」（上記1と同じ）として取扱うことができるものとする。

自宅待機等の対象とする教職員の範囲や特別休暇の期間は、部局の実態等に応じて、必要に応じて産業医に相談の上、部局長が判断するものとする。また、当該措置を実施した場合は、本部安全衛生課に報告するものとする。

3. 上記以外の感染拡大防止措置等

- (1) 感染拡大の防止措置として交通が遮断されたことにより、日本への帰国・入国及び出勤が困難と認められる期間について、「特別休暇」（上記1と同じ）として取扱うことができるものとする。
- (2) 感染拡大を防止する観点から、部局の実態等に応じて、業務への影響や教職員の個別の事情等も考慮し、時差出勤や在宅勤務も活用することができるものとする。（東京大学教職員勤務時間、休暇等規則第3条第2項、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第25条第2項及び東京大学教職員就業規則第13条の2、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第9条の2を適用）

- (3) 感染拡大の防止措置として教職員の子が通う幼稚園、保育所及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む）が臨時休校等となり、当該子の世話をを行う必要がある場合においては、業務への影響等も勘案の上、必要と認められる期間について「特別休暇」（上記1と同じ）として取扱うことができるものとする。
- (4) 感染拡大の防止措置として教職員の家族が入所又は通所している社会福祉施設等が臨時休業（訪問介護サービス等を受けることができなくなった場合を含む。）となり、当該家族の世話をを行う必要がある場合においては、業務への影響等も勘案の上、必要と認められる期間について「特別休暇」（上記1と同じ）として取扱うことができるものとする。

【本件担当】

- 新型コロナウイルス感染症対策等への対応に関すること
本部安全衛生課衛生企画チーム（21578、21322）

- 自宅待機等の対象範囲や特別休暇期間に関すること
産業医室（28429）

- 休暇等の取扱いに関すること
本部労務・勤務環境課労務・サービスチーム（22071、22072）